

京都市告示第 171 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 16 年 2 月 26 日付けで認可した初川区住民の会について変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

平成 22 年 7 月 20 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 名称

変更前	変更後
初川区住民の会	初川町民の会

2 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都府北桑田郡京北町大字初川小字縄手 4 5 番地	京都市右京区京北初川町縄手 4 5 番地

3 代表者の住所

変更前	変更後
京都府北桑田郡京北町大字初川小字初川口 8 番地	京都市右京区京北初川町初川口 8 番地

4 区域

変更前	変更後
京都府北桑田郡京北町大字初川及び大字小塩小字初川口の区域	京都市右京区京北初川町の全域及び京北小塩町初川口の区域

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)